

安倍内閣がゴリ押ししている「国民投票法」は

じつは 日本を戦争をする国にする「改憲手続き法」

アメリカに従って

「改憲手続き法案」が4月13日、慎重審議を求める国民の声を無視して強行採決によって衆議院を通過させられました。

マスコミが「国民投票法案」と呼んでいるので、国民の意見を聞くための法律ならあったほうが良いと考えている方が多数います。しかし正式名称は「日本国憲法の改定手続に関する法律案」。まさに憲法を変えるための法案です。

安倍首相は、「時代にそぐわない条文として、典型的なものは憲法9条だ」と述べています。また改憲の目的は「集団的自衛権を行

使できるようにすること」。つまり日米軍事同盟をアメリカとともに「血を流す」同盟にするために、日本を海外で戦争をする国に

直ちに国会に 憲法発議の委員会 設置

「改憲手続き法が発効するのは3年後」とされていますが、それは投票部分だけです。改憲原案をつくるための「憲法審査会」は直ちに設置されます。それは国会の閉会中でも活発に活動を続けることでしょう。改憲手続き法は、憲法改悪の第一歩どころか、じつに第三步、第四步なのです。

最低投票率なし お金は使い放題！ なりふりかまわず、憲法改悪へ国民を誘導する

よくわからない人を無視

最大の問題は、最低投票率が無いことです。「その承認には、・・・その（国民の）過半数の賛成を必要とする」（憲法第96条）のですから、少なくとも過半数の国民が投票で賛否を表明できるまで、改定の重要性和改定案の内容とを国民にわかってもらうことが大切です。住民投票にさえある最低投票率規定が無いということは、投票が、そのような努力をおろそかにして行われるということです。

よくわからない人たを置いてきぼりにする改憲手続きでは、投票に行くのはわずかの国民でもよく、その過半数で、（場合によっては国民のたった1～2割台の賛成で、）平和国家日本が戦争をする国へと転換させられることとなります。

憲法を守るべき公務員を黙らせる

公務員は「この憲法を尊重し擁護する義務を負う」〔第99条〕とされています。ついこの間まで、教育基本法では、憲法の「理想の実現は、根本において教育の力にまつべきもの」とし、「教員は全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責に勤めなければならない」とされていました。

ところが法案は、憲法をまもることを義務づけている公務員たちの口を封じています。「『その地位を利用して』国民投票運動をすることができない」との文言は、現に極端に拡大解釈され、休日に、勤務地から遠く離れた自宅周辺でビラ配布したことにさえ、公務員法違反の濡れ衣を着せて弾圧しています。

金にものを言わせる

法案では、多額の資金がものをいう有料コマーシャルを、「投票日前14日間」を除いて、自由に行っています。一定の効果を持つCMには数億円かかるといわれています。「お金をたくさん用意できる側が、圧倒的に有利になる」のです。数百億数千億という巨額の広告費が動く、それが報道に影響を与えることも十分にありえます。国費による無料の意見広告は、「賛否で折半」となっていますが、有料CMは改憲派が圧倒するでしょう。憲法改定に、金にものを言わせることを許す法案といえます。

◆◆◆

そのほかにも、国民へ改定案を知らせる仕事をする「広報協議会」は、改憲案を発議する国会におかれ、議席数に応じた配分になる可能性が強く、改定案寄りの広報となる恐れが多分にあります。

また、『組織的多数人買収罪』や「利益誘導罪」の犯罪をもうけていますが、内容が曖昧です。改憲に反対する人を逮捕したり萎縮させるために使われる恐れがあります。

これでは、主権者である国民の一人ひとりの気持ちや意見を聞くのではなく、無理やりに、9条改定を通すための国民投票だといわざるをえません。



憲法をまもる小矢部の会

連絡先

小矢部市新西144 高木方 61-3215

平和憲法の破壊に直結する、不公正・違憲の「改憲手続き」法案に反対しましょう。